

# 文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組めます。

## 文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

### (1) 文化芸術推進基本計画について

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、これまでの文化芸術政策をさらに充実しつつ、観光やまちづくり等の関連分野における施策を取り込んだ新たな「文化芸術基本法」が成立しました。同法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第1期文化芸術推進基本計画」を平成 30 年 3 月に策定しました。

基本計画では、文化芸術が本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有するものであることを明確化し、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として四つの目標と、5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）の文化芸術政策の基本的な方向性として 6 つの戦略を定めています。

基本計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めているところです。

令和4年度は、第1期基本計画の最終年度となります。第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、次の5年間を見据えた第2期基本計画の策定に向け、検討を進めてまいります。

### (2) 文化庁の予算及び組織について

令和 4 年度文化庁予算においては、文化芸術のグローバル展開や創造支援、子供たちの芸術教育体験や文化芸術の担い手育成、「文化財の匠プロジェクト」等の推進による文化資源の持続的な活用の促進、文化振興を支える拠点としての博物館活動や地域の文化観光の推進への支援など、対前年度1億円増の 1,076 億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、Living History（生きた歴史体感プログラム）事業などを通じて、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

加えて、令和3年度補正予算としてコロナ禍からの文化芸術活動の再興を支援する「ARTS for the future! 2」や、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を提供する取組の支援、コロナ禍で打撃を受けた地域固有の伝統行事等に対する伝承のための支援など、文化庁の一度の補正予算としてはこれまでにない大きな規模となる、総額 905 億円を計上しました。

### (3) 文化庁の京都移転に係る取組について

文化庁の京都移転については、京都府において工事が進められている新庁舎が令和 4 年 12 月下旬に竣工した後、令和 5 年 3 月中に移転後の文化庁において中核となる組織の引越しを行い、令和4年度中に業務開始を目指すこととしております。残りの部署については令和 5 年 5 月初旬の大型連休を活用しつつ、国会業務等の状況を踏まえながら、順次、可及的速やかに移転を進めることを目指します。

また、令和元年度及び令和2年度には移転予定部署の職員が京都で執務を行うとともに、テレビ会議やウェブ会議等を活用し会議等への出席を行うなど、本格的な移転を見据えた業務のシミュレーションを行い、令和 3 年 6 月には、その結果について国会への報告を行いました。

今までのシミュレーション等を通じて洗い出された課題について、文化庁を中心に関係府省庁が連携し、必要な対策を講じることにより、文化庁の京都移転が円滑に進めら

れるように努めてまいります。

## コロナ禍における 文化芸術活動の現状と対応

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、文化芸術関係イベントの中止・延期・規模縮小を余儀なくされるなど、文化芸術活動は多大なる影響を受けてきました。令和3年のライブ・エンタテインメント市場の規模はコロナ前の令和元年と比べて55%を超える減少となっており、文化芸術分野は飲食業や宿泊業と比べても活動の落ち込みが大きいなど、文化芸術は、コロナ禍で最も大きな影響を受けた分野の一つです。オミクロン株の流行もあり、引き続き文化芸術活動を取り巻く現状は厳しい状況にあります。

このため、文化庁では、これまで、累次にわたる補正予算や予備費を活用し、文化芸術団体による感染対策を十分に実施した上での積極的な公演開催等への支援、文化施設の活動継続・発展等に向けた取組の支援などを行ってまいりました。

加えて、文化施設における感染拡大予防ガイドラインの策定支援や周知、文化芸術関係者に対するワクチンの職域接種などを含め、あらゆる手段で文化芸術活動に対する力強い支援に取り組んでまいりました。

引き続き、文化芸術活動の再開・継続・発展に向けて、あらゆる手段を通じて取り組んでまいります。

## 博物館・劇場等の振興

### (1) 博物館の振興

#### ① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、博物館数の増加、設置形態の多様化など、博物館を取り巻く環境に大きな変化が生じてきました。さらに、近年では資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割や機能にとどまらず、

博物館に求められる役割が多様化・高度化してきています。

これらの背景を踏まえ、文化審議会博物館部会において博物館の制度と運営に関する検討を行い、令和3年12月に「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」が取りまとめられました。本答申では、これからの博物館に求められる役割・機能として、「守り、受け継ぐ」、「わかち合う」、「育む」、「つなぐ、向き合う」、「営む」の5つの方向性が示されており、この方向性の下に博物館の底上げ・盛り立てを達成するための新しい博物館登録制度の方向性が示されています。

こうした議論を受け、博物館法の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和4年4月8日に成立、同15日に公布しています。本法案では、①博物館法が社会教育法に加え、文化芸術基本法に基づくことの規定、②博物館の事業として、他の社会教育施設等と連携しながら地域の活力向上に寄与することを努力義務として追加、③博物館設置主体の多様化を踏まえた登録制度の見直し等を行っています。

本改正を踏まえ、博物館職員の資質向上のための研修、特色ある取組を行う博物館の活動や博物館同士のネットワーク化への支援等を行い、博物館の振興のための取組を進めてまいります。

#### ② 国立美術館・博物館における取組

##### i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館（東京国立近代美術館（本館・国立工芸館）、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館）が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。さらに、令和2年10月には東京国立近代美術館別館が石川県に移転し、日本で唯一の工芸を専門とする国立美術館（国立工芸館）として活動を行っています。

##### ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館（東京・京都・奈良・九州）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・

保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。同機構では、国宝・重要文化財を含めて約13万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した平常展、企画展などとともに、文化財活用センターでは、企業と連携して文化財の複製品やVR等の先端技術を用いた体験プログラムの開発等の取組を通じて、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。また文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築しています。同時に、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組みます。

### iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

令和4年度は、地域振興を目的として新たに開発した巡回展示や、学校と博物館の連携を強化するために、地域博物館と連携協働した「教員のための博物館の日」に関する事業を昨年度に引き続き実施します。

### iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

国立近現代建築資料館では、我が国の近現代建築資料における劣化、散逸、海外流出防止を目的として、情報収集、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。（詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>）

## (2) 劇場・音楽堂等の振興

### ① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場、

音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

### ② 国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。さらに、国立劇場本館が開場から50年以上経過し老朽化が進んでいることから、伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点として機能強化を図るべく、令和11年の再開場を目指して再整備に向けた取組を進めています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

## 文化芸術によるイノベーションの創出、 国家ブランドの強化

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に策定し、関係府省庁と緊密

に連携しながら文化経済戦略を推進します。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成 30 年 12 月に成立し、令和元年 6 月 14 日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

### (1) 「日本博」の推進について

「日本博」は、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトであり、「日本人と自然」という総合テーマの下に、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要の回復や国内観光需要の一層の喚起、文化芸術立国の基盤強化、文化による国家ブランディングの強化を図ります。

文化資源の集中展示やダイジェスト版公演、体験プログラムの創出など日本文化の魅力を実際に体感できる取組の推進に加え、新型コロナウイルス感染症が流行している状況下における取組として、国内外の多くの方々がお宅等でも日本博を楽しむことができるよう、多様なデジタルコンテンツの制作・発信等に積極的・戦略的に取り組むことにより、「リアル体験」と「バーチャル体験」を組み合わせ、全国各地で展開しています。

### (2) 企業等による芸術文化活動への支援

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

あわせて、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

### (3) 日本の文化芸術のグローバル展開

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修会や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字作品、映画、メディア芸術の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成 31 年 3 月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

### (4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

その他、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、ICT等も活用して双方向の国際文化交流を促進します。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。



写真①：第12回日中韓文化大臣会合（2021）



写真②：カンボジア、サンボー・プレイ・クック遺跡群の保存・修理のための人材育成事業（写真提供：筑波大学）

## 舞台芸術活動等の推進

### (1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、芸術の創造と発展を図ることを目的として、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うアートマネジメント人材を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング オペラ「チェネレントラ」© 寺司正彦

## メディア芸術の振興

### (1) アニメーション・漫画などのメディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、文化庁メディア芸術祭の開催を一つの柱として我が国の優れたメディア芸術作品を国内外に発信しています。また、優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

### (2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

## 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

### (1) 学校における芸術教育・文化部活動の環境整備

#### ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

これまで実施していた伝統音楽研修会に加え、令和元年度から小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員

等の研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

### ② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場・音楽堂等における子供たちの文化芸術鑑賞・体験機会が多く失われている状況に鑑み、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

### ③ 文化部活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

さらに、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施します。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第46回となる令和4年度は、「江戸の街 光織りなす文化の花」を大会テーマとして、東京都において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の

伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



とうきょう総文2022大会マスコットキャラクター ゆりーと

## (2) 地域における文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供します。また、組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにし、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

## 文化芸術による共生社会の実現

### (1) 障害者等による文化芸術活動の推進

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同法に基づく国の基本計画が平成31年3月に策定されました。この計画に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しているところです。また、障害のある方々の文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展覧会の入場料を無料としているほか、令和4年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。

障害者週間から始まる、アートを通して  
共生・多様性について考える18日間

**CONNECT** ⇄

ひつ  
つ  
ろ  
づ  
な  
が  
く  
が  
る  
る

京都国立近代美術館、京都市京セラ美術館、  
京都市動物園、京都市立図書館、  
ロームシアター京都、京都市勤業みやこめっせ、  
kokoka京都市国際交流会館、  
京都文化博物館、京都芸術センター ほか

参加  
無料  
FREE

2021 12.2 THU — 19 SUN

主催 文化庁、京都府、京都市、京セラ株式会社、京都市動物園、京都市立図書館、京都市立芸術大学、京都市立総合文化センター、kokoka京都市国際交流会館、京都文化博物館、京都芸術センター、一橋大学人MAP/Social Work / Art Conference  
共催 京都府、京都市、京セラ株式会社、京都市動物園、京都市立図書館、京都市立芸術大学、京都市立総合文化センター、kokoka京都市国際交流会館、京都文化博物館、京都芸術センター、一橋大学人MAP/Social Work / Art Conference  
後援 文部科学省、京都府、京都市、京セラ株式会社、京都市動物園、京都市立図書館、京都市立芸術大学、京都市立総合文化センター、kokoka京都市国際交流会館、京都文化博物館、京都芸術センター、一橋大学人MAP/Social Work / Art Conference

CONNECT ⇄\_ ~つながる・つづく・ひろがる~

## (2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌコロ コタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理

解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。

また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）

※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語



国立アイヌ民族博物館

## (3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和4年度は、「文化芸術の花 咲いわたし」をキャッチフレーズに、「第37回国民文化祭」が10月から沖縄県において開催されます。

さらに、外国人の訪日意欲の喚起や活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭等を中核として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成の取組を支援し、全国各地の多様で豊かな文化を国内外へ発信しています。



©OCVB

美ら島おきなわ文化祭 2022 特別広報大使 花笠マハエちゃん



六本木アートナイト (© 六本木アートナイト実行委員会)

## 生活文化等の振興と保護

### (1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和4年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

### (2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸

外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

令和4年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、食文化の活性化に向けて、食文化の担い手による保護・継承活動の促進、インバウンド需要の創出支援等を講じていきます。

## 文化財の保存と継承

### (1) 文化財保護を巡る近年の動向

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、文化財の裾野を広げて保存・活用を推進するとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めた「文化財保護法の一部を改正する法律」(令和3年法律第22号)が、令和3年4月に成立しました。令和4年3月末時点では、登録無形文化財が2件、登録無形民俗文化財が2件登録されています。

令和3年8月には文部科学大臣が文化財の保存に係る課題に関して文化審議会に審議要請を行いました。文化財の保存技術・修理人材や用具・原材料の確保及び支援の在り方、持続可能な文化財保存の在り方については、文化審議会文化財分科会の下に企画調査会を立ち上げ、令和3年10月から審議を開始しており、令和4年5月には中間報告を取りまとめる予定です。また、埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性については第三専門調査会で調査され、今後報告書を取りまとめる予定です。

さらに、企画調査会での議論も踏まえ令和3年12月に、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画(令和4年度～令和8年度)として、「文化財の匠プロジェクト」が文部科学大臣決定しました。本プロジェクトでは、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財保存技術に係る人材育成と修理等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確

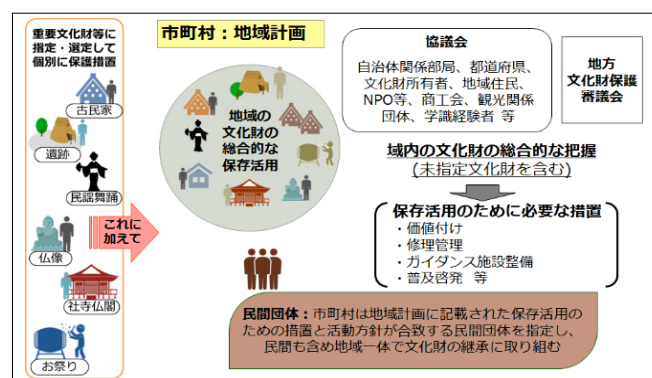


保等の取組を推進します。

## (2) 地域における文化財の保存・活用

平成 30 年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりに生かすつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和4年4月末現在、44道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定も含む域内の文化財を幅広く把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・政令市・中核市・市のみならず認定市町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和3年12月末現在、58市町が作成した地域計画が、国の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の策定は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に



基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。

## (3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。

東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じます。



本隆寺本堂 本瓦葺施工（北面）（写真提供：京都府／本隆寺）



錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観  
(写真提供：岩国市) (令和3年10月11日選定)



重要無形文化財「琉球舞踊立方」保持者：志田房子  
(撮影：神田佳明、提供：横浜能楽堂) (令和3年10月28日認定)



登録無形民俗文化財「讃岐の醤油醸造技術」木桶を用いた仕込みの様子 (香川県小豆島町) (令和3年9月30日登録)



南越前町今庄宿重要伝統的建造物群保存地区  
(提供：南越前町教育委員会) (令和3年8月2日選定)



糸魚川市根知の糸魚川-静岡構造線  
(写真提供：糸魚川市) (令和3年3月26日指定)

#### (4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）の調査と活用のための技術的な指針として作成した『水中遺跡ハンドブック』の説明会等の実施を通じて、地方公共団体による水中遺跡の保存活用を推進するための支援を行います。加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋運用を図ることによって、地域活性化を促進します。

#### (5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。引き続き壁画の保存管理を行いながら、施設内に保管している壁画の公開を実施します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館

四（し）神（じん）の館（やかた）」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開をすすめます。

## （6）世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和3年7月には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産一覧表に記載されました。また、令和4年2月には「佐渡島の金山」をユネスコに推薦しました。引き続き、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和3年3月には、「風流踊（ふりゅうおどり）」を無形文化遺産の代表一覧表に再提案しています。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

## （7）文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受けて、国宝・重要文化財の管理状況等を調査したところ、多くの文化財で、消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この状況を踏まえ、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成しました。加えて、世界遺産や国宝を対象とし総合的・計画的に防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日大臣決定）を策定しました。また、消防庁においても「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」が作成されました。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に文化財の防

火対策及び耐震対策が盛り込まれ、文化財を災害から守るために必要な防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

## 文化財をはじめとする 文化資源を活用した付加価値の創出

### （1）文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資するコンテンツの創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

## 文化観光の推進

### （1）文化観光推進法について

#### （1）文化観光推進法について

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、

地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和4年4月現在、本法に基づき、41件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることにしています。

## (2) 日本遺産の磨き上げ・魅力発信

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (JapanHeritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和4年4月現在、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産を通じた地域活性化・観光振興に資する情報発信や人材育成、普及啓発、活用整備に係る事業等に対して支援を行っています。



「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

## 社会の変化に対応した 国語・日本語教育に関する施策の推進

### (1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では、平成26年2月に「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」をまとめています。また、令和3年3月には、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「障害」の「害」の表記に関する国語分科会の考え方」を公表しました。そして現在は、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題を取り上げ、その改善に向けた検討を開始しています。

なお、上記の公用文に関する報告に基づいて、令和4年1月に、文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、閣議での報告を経て、内閣官房長官から各国务大臣に宛てて、周知を依頼する内容の通知が出されました。これによって、昭和27年から政府内で用いられてきた「公用文作成の要領（国語審議会建議）」に代わり、新しい建議が公用文作成の手引として活用されはじめています。

<参考：「公用文作成の考え方」（文化庁HP）>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>

また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため毎年実施しているものに、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があります。加えて文化庁ウェブサイトでは、「国語施策情報」で過去から現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へ

ようこそ!」を公開するなど、国語施策に気軽に親しむための機会を提供するよう努めています。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和4年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、加えてアイヌ語のアナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、アーカイブ作成推進のための人材育成、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めています。

## (2) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。具体的には、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、日本語教育に関する様々な課題について検討を行っています。近年では、日本語教育が必要な外国人等の日本語教育に関わる日本語教育人材を日本語教師・日本語教育コーディネーター・日本語学習支援者に整理し、その役割・段階・活動分野に応じて求められる資質・能力及び養成・研修における教育内容やモデルカリキュラムを示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」(報告)改定版を平成31年3月に示すとともに、この報告を踏まえ、日本語教育能力の判定について審議を行い、令和2年3月に「日本語教育の資格の在り方について」(報告)を取りまとめました。

その後、日本語教師の資格制度の詳細等について検討を行うため、有識者会議を設置し、資格制度及び日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みについて、令和3年8月に「日本語教育の推進のための仕組みについて」(報告)を取りまとめました。現在、制度化に向けて検討を進めています。

また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」(報告)を令和3年10月に国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」活用の手引の取りまとめを行いました。今後「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールや生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発などを進めていきます。

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援しています。



文化庁事業による地域の日本語教室の例

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」(令和2年6月公開)の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

<参考:「つながるひろがる にほんごでの暮らし」ウェブサイト> <https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>

このほか「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発・活用事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能

力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。これら事業における取組の優れた実践事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を運用しています。このほか、難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行います。

## 新しい時代に対応した 著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

### (1) DX時代に対応した著作権制度・施策の在り方について

令和3年7月19日、文部科学大臣が文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問しました。

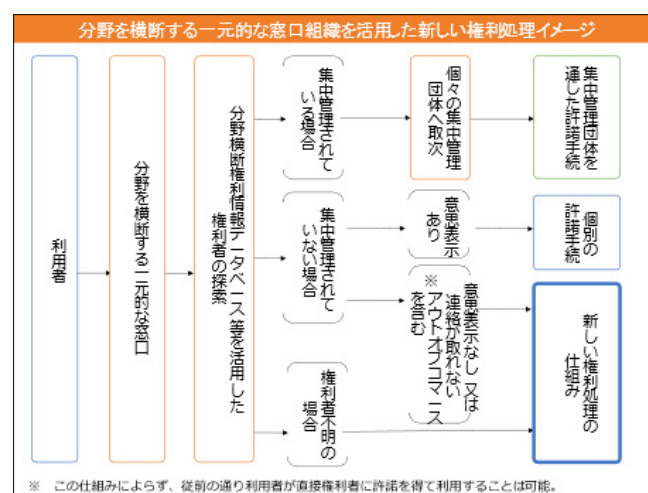
この諮問の背景には、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」による環境の変化を踏まえ、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、さらなる文化の振興を図る必要があること、また、過去のコンテンツに加え、無数の創作されるコンテンツは、その著作権者などの探索といった権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結びついていないなどの声がありました。また、政府における規制改革実施計画や知的財産推進計画2021等の方針を踏まえたものです。

同年8月以降、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等も含め、多様な関係者からのヒアリングやパブリックコメントを行い、簡素で一元的な権利処理方策について、集中的かつ丁寧に議論を進め、12月22日付で『DX時代に対応

した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育について』（中間まとめ）がとりまとめられました。

中間まとめでは、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索を行うことに加え、著作権者不明の場合のみならず、意思表示等がされておらず連絡がとれない著作物等について、新たな権利処理の仕組みを創設するといった方向性が示されました。

中間まとめ以降も引き続き、文化審議会著作権分科会において、法制的課題や国内法制・条約との関係等について、議論が進められています。



### (2) 令和3年著作権法改正の図書館資料の公衆送信に関する制度

令和3年通常国会において「著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）」が成立し、令和3年6月2日に公布されました。

今回の改正では、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようになるための規定が整備されました。従来から、図書館関係の権利制限規定については、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化しました。

これを受け、本法律では、図書館資料について、権利者保護のための厳格な要件設定や補償金の支払いを前提

に、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が著作物の一部分のメール送信等を実施できることとしています。この補償金の支払いは、法律上図書館の設置者が義務者とされていますが、実際の運用では、このサービスの受益者である利用者が、補償金相当額を負担することが想定されます。

制度の実施に当たっては、関係者の間で一定のルールを定めておく必要があります。現在、図書館等、権利者・出版社などの関係者が参画する協議会において、送信対象資料に関する事項や、補償金額の料金体系・水準、図書館や利用者の要件、実際の事務処理スキームなどについて検討が進められており、令和4年夏頃を目途に制度の運用に当たってのガイドラインを策定する予定となっております。

その後、補償金額の決定と文化庁の認可などの所要の手続きを経て、令和5年度の始めには、サービスが開始できるように準備を進めております。

### (3) 「授業目的公衆送信補償金制度」について

本制度は、ICTを活用した教育を推進することを目的に、地方公共団体や学校法人等の教育機関の設置者が、文化庁長官の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」に対し一括して補償金を支払うことにより、教育現場において個別の許諾を要することなく、授業の過程において必要な限度で、講義の映像や資料の送信などを行うことができるようにするものです。令和3年度からの補償金額は、児童生徒等一人あたり小学校 120 円、中学校 180 円、高等学校 420 円などとなっております。

まず、この制度の対象は、あくまで授業の過程での利用に供することを目的とする場合である点にご留意いただく必要があります。この制度により、児童生徒がいつでも自由に他人の著作物が使えると誤解しないよう、各現場での周知にご協力くださいますようお願いいたします。

この制度の運用指針については、教育関係団体と権利者団体等で構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表しています。昨年は、感染防止対策が求められる中、学校や教育委員会から運動会など特別行事におけるオンライン活用のニーズがあったことから、運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方の視

点を加えた追補版が作成されています。

令和3年度の利用状況ですが、12月時点で、小学校から高等学校までは7割から8割、特別支援学校は約9割の学校から申請をいただいております。

補償金は、著作物の利用実績に基づいて、最終的には著作権者に分配されます。利用実績の報告に当たっては、サンプル調査として全国約 1,000 校の学校にご協力いただいております。調査のご協力に感謝いたしますとともに、SARTRAS から、令和4年度の利用実績報告の依頼を行っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

【参考】「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」等

<https://sartras.or.jp/seido/>

### (4) 著作権教育の充実

昨今、デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、誰もが著作物を創作し、利用することができるようになったため、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけなければならない状況となっています。過去には、中学生が人気漫画を動画投稿サイトに無断でアップロードし、著作権法違反で逮捕される事例も生じており、子供がネット上のトラブルに巻き込まれないためにも、学校現場において著作権に関する教育をより一層推進することが求められています。

小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。このため、文化庁では、教職員を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しています。この講習会では、著作権制度だけでなく、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、動画や漫画形式の著作権学習教材のほか、学校活動における著作物の使い方に関するパンフレット等を公開しています。指導に当たりご活用いただきたいと思います。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

## (5) インターネット上の海賊版対策

現在、インターネット上の海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者などの正当な利益を確保するために、政府が一丸となり海賊版対策に取り組んでおります。

各省庁が取り組むべき課題をまとめた「インターネット上の海賊版に対する総合対策メニュー」のうち、文化庁では、主に「著作権教育・意識啓発」や「国際連携・国際執行の強化」、「リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化」について取り組んでいます。

「著作権教育・意識啓発」については、普及啓発リーフレットの作成・配布、政府広報による発信などを行っています。

【参考】政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202012/3.html>

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、深刻な問題となっています。そこで文化庁では、「国際連携・国際執行の強化」として、海外における著作権保護の推進のため、政府間協議の場を通じた関係国・地域への働きかけ、アジア・太平洋諸国の政府職員等を対象とした研修、一般消費者を対象とした普及啓発活動等の国際的な取組も実施しています。

また、「リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化」については、令和2年に成立した著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正法において、ユーザーを海賊版に誘導する「リーチサイト」等や海賊版のダウンロードに対する規制といった著作権等の適切な保護を図るための措置を講じています。

これらの取組もあり、アクセス数が多い海賊版サイトの上位10サイトのうち、いわゆるダウンロード型サイトの月間アクセス数は一定程度抑制されています。一方で、ダウンロードを伴わないオンライン型サイトの利用は増加しているというデータもあり、被害は深刻な状況が続いています。引き続き、官民で連携し海賊版対策に取り組んでまいります。

## 宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

### (1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

### (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。